

鳥取県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	亀 井 勇	倉吉市長坂町439-2
〃	石 賀 由 光	倉吉市下大江202-3
〃	石 坂 昭 市	倉吉市広瀬680
〃	山 田 徹 夫	倉吉市大宮154
〃	新 田 幸 寿	倉吉市広瀬852
〃	岸 田 通 彦	倉吉市長坂町454
〃	山 下 博	倉吉市東鴨41
〃	徳 永 紀久生	倉吉市岩倉818
〃	牧 野 淳 二	倉吉市下大江213
〃	林 雄 二	倉吉市岩倉211
監 事	堀 一 正	倉吉市東鴨76
〃	早 田 康 夫	倉吉市大宮171

平成24年 3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	亀 井 勇	倉吉市長坂町439-2
〃	石 賀 由 光	倉吉市下大江202-3
〃	谷 口 幸 夫	倉吉市広瀬966
〃	山 下 博	倉吉市東鴨41
〃	蔵 増 義 幸	倉吉市広瀬852
〃	舟 木 寿 行	倉吉市岩倉45
〃	宮 原 美知子	倉吉市大宮144-6
〃	堀 一 正	倉吉市東鴨76
〃	徳 永 紀久生	倉吉市岩倉818
〃	山 田 芳 信	倉吉市大宮150-1
監 事	岸 田 通 彦	倉吉市長坂町454
〃	牧 野 淳 二	倉吉市下大江213

平成24年 3月29日就任 任期 4年